

社会福祉法人まこと福祉会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まこと福祉会の理事、監事（以下「役員」という。）及び評議員、苦情解決第三者委員並びに評議員選任・解任委員の報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤理事長については、報酬として月額165,000円を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 理事会、監事会及び評議員会に出席した役員及び評議員に対し、費用弁償として3,000円を支給する。

- 2 役員及び評議員が前項に規定する以外の用務で、また苦情解決第三者委員が用務で出席したとき、費用弁償として3,000円を支給する。

(旅費)

第4条 役員及び評議員並びに苦情解決第三者委員が、園の用務のために旅行したときは、その旅行について旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、社会福祉法人まこと福祉会旅費規程による。

(その他)

第5条 役員が、その役職を退任したときは、理事会に諮りその取り扱いを決定する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

令和5年6月18日 一部改正